

今、学校が大。ヒンチ！
子どもたちにも影響が……

尾木直樹さんインタビュー



プロフィール
1947年滋賀県生まれ。早稲田大学卒業後、私立海城高校、東京都公立中学校教師として22年間、ユニークで創造的な教育を開。その後22年間、大学教育にかかわる。2004年法政大学キャリアデザイン学部教授に就任。12年同大学教職課程センター長、教授。定年退官後、現在は法政大学名誉教授。臨床教育研究所「虹」所長として調査・研究に取り組む傍ら、多数の情報・バラエティー・教養番組やCMにも出演。ブログ、InstagramやTikTokなど様々なメディア、SNSでも活躍する。23年4月には都立図書館名誉館長に就任。愛称は尾木ママ。

学校の働き方改革に必要なものはなんでしょう。
教員不足の要因の一つに教員の長時間勤務があげられています。
この問題は、子どもの学びにどのような影響があるのでしそうか。
教育評論家の尾木直樹さんに聞きました。

Q 教員不足の原因は
何だと思われますか？

最大の原因は学校がブラック職場になっていることだと思います。前回文科省が行った勤務実態調査(2016年度)では過労死ラインである時間外勤務月80時間を超えていた先生が中学校

教員の1か月平均の時間外労働は自宅への持ち帰りの仕事時間を含めて平均で123時間16分。休息時間が0分の人のが小学校で45.3%にもなっています。過労死ライン80時間超えはすでに命を脅かすほどの過酷な労働であり、学校はブラック職場になっているのです。

当然採用受験者も年々減少し、全国の多くの自治体では受験者を確保できなくなっています。つまり、教職の過酷な勤務実態が広く社会に知られ、教職の魅力や意欲をしのぐほどだということです。私が定年退官した今から6年前、私のゼミ生で、教育実習に行つた後、教員志望をやめる学生が相次ぎました。とてもショックでした。私のゼミは「先生

Q 教育実習に行つて
教員志望をやめる
どのような理由か

なんといつても学校が忙しい。授業はひっしり詰まつていて、そのほかの事務作業、保護者対応や教育委員会からの調査物、必要な会議もしなければならず、教育実習に行って担当教員に相談しようとしても随分遅い時間にならなければ話をする余裕もない。そんな追いまくられている実態を見て希望する気持ちがなくなつてしまふのでしよう。

○ECDの調査では教員の勤務内容について、日本では課外活動が非常に長く、他国・他地域に比べて教材研究の時間が少ない結果でした。授業以外の業務が多くすぎるということです。

長時間労働を減らすには教員の数を増やすことです。倍に増やせば授業の持ち時間数が半分になります。それと業務を減らすこと。教員以外の人を増やして教育に重きをおいていない部分、例えば採点や事務作業を手伝うスタッフを補充するとか、アフタースクールを学童に移行するとか、学校教育の要になる部分とそうでない部分を切り分けて業務を分担し、複層的に支援することが効果的です。

Q 学校の長時間労働の解消には
何が必要だと思われますか

なつて いるのです。本当に悪いスパイクルになつて
いると思 います。

※1 文部科学省21年度
※2 厚生労働省22年度

「4月には『こども基本法』が施行され、『こども家庭庁』が発足しました。まさに子どもたちの意見を聞いていろいろなことをつくっていく、子どもの権利条約を生かした学校や社会になっていくと思ってとても楽しみにしています。学校のこのような状況を子どもがどうとらえているか、どんな学校になってほしいか、どんな先生と一緒に過ごしたいか――子どもの意見を聞いて反映されていくことで学校が良くなっていくと期待しています。

教員の長時間労働について社会的に認識はされ
てきましたが、長時間労働に残業代が出ていない事
態は多くの人が知らないのではないかと思つてい
ます。

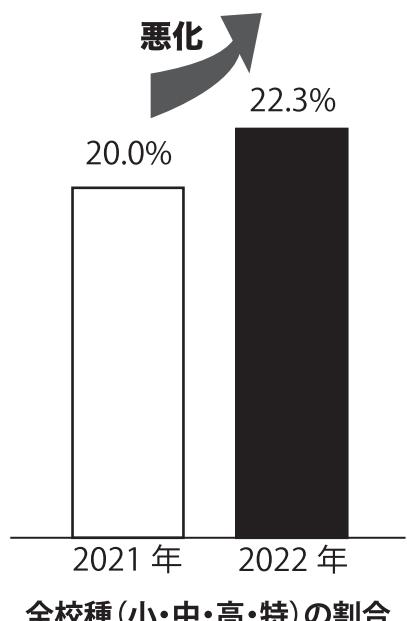
**Q 紹特法について
議論がされていますが
どのように思われますか？**

自分が教員に採用されたころ「他の公務員に比べて4%の手当がつけられているのだから誇りをもって仕事をしてもらいたい」と管理職に言われたことを今でも覚えています。自分もそう思ってやつきましたが、紹特法が制定された当時に比べて今は、やることは増える一方で、勤務時間ははるかに長くなっていますが、実態とは乖離しています。現在は在校等時間の上限を45時間 年間360時間としていますが、上限を決めることで“そこまで働け”との労働強化につながるのではないかと懸念しています。ただ、学校は勤務時間以外は子どもに何かあります。

過労死ライン超は 悪化しています。

2022年9月に実施した北教組9月勤務実態記録では、時間外在校等時間(超過時間)が月80時間以上となった教員は小学校で約5人に1人、中学校で3人に1人となりました。21年と比較するとむしろ状態は悪化しています。

**もう
限界！**



**教員は「給特法」により
「定額勧かせ放題」になっています。
「給特法」の廃止・抜本的見直しが必要です。
そして、長時間勤務の解消には
業務を減らすこと 人を増やすこと が必要です。**

